

# 諸外国の公共部門における 「AIによるガバナンス」の事例調査結果

2021年12月17日  
株式会社NTTデータ経営研究所  
情報未来イノベーション本部 ニューロイノベーションユニット

# 資料の構成

1. 諸外国の公共部門における“AIによるガバナンス”の事例
2. 有事におけるデータ活用、AI活用に関する諸外国の取り組み事例
3. 参考資料
  - 有事・平時における諸外国の対応方法（スキーム）

# 諸外国の公共部門における “AIによるガバナンス”の事例

- イギリス
- アメリカ
- スウェーデン
- フィンランド

# 【イギリス】AIによるガバナンス

## AIによるガバナンスにおける意思決定の分類

イギリス内閣府、Central Digital & Data Office、Office for AIは2021年5月、公共部門での倫理的な人工知能の利用について明確なガイダンスを提供した。その中で意思決定には「単独で自動化された意思決定」「人間の判断を助ける意思決定」の2つがあることを示した。

### 単独で自動化された意思決定(solely automated decision-making)

- 人間の判断を伴わない、完全に自動化された意思決定。多くの場合、反復的で日常的な性質を持つシナリオで使用される。
- 労働者の給与は、自動化されたシステムを使ってモニターされる労働者の生産性にリンクしている。労働者の生産性について収集されたデータを参照して、労働者が勤務する毎にどれだけの給与を受け取るかの決定が自動的に行われる。

### 人間の判断を補助する自動化された意思決定(automated decision-making assisting human judgement)

- 自動化されたシステムやアルゴリズムシステムが人間の判断や意思決定を支援する。これらはより複雑で、市民にとってより深刻な影響を与えることが多い。
- 例：ある従業員が遅刻について警告を受けた。警告が出されたのは、雇用主の自動システムにおいて、従業員が何度も遅刻していたことが強調されたからである。警告を出すかどうかの実際の判断は、自動システムからの情報を受けた雇用主のマネージャーが行った。

# 【イギリス】AIによるガバナンス

## AIによるガバナンスの事例

前頁で挙げた枠組みの下で事例調査を実施した結果、イギリス政府のHP(GOV.UK)において、単独で自動化されたAIによる意思決定の事例は発見できなかった。一方、人間の補助を行うAIの事例は複数存在した。

単独で自動化された意思決定  
(solely automated decision-making)

該当なし

人間の判断を補助する自動化された意思決定  
(automated decision-making assisting human judgement)

【新型コロナウイルス対策】Public Health England (PHE)  
データ収集・利用 (資料化済)

【テロ対策】Protecting people vulnerable to being drawn into terrorism  
テロリスト予備群の早期検出・介入(資料化済)

【人口予測】How DFID used satellite images to estimate populations  
国際開発省(Department for International Development)が発展途上国の人口分布を衛星画像データから分析し、地域の人口密度を予測。この結果を用いて発展途上国に支援を実施する。

【車検】How the Department for Transport used AI to improve MOT testing  
交通省が車検(MOT testing)にAI技術を用いて車検標準・効率を上昇

【政府HP改善】How GDS used machine learning to make GOV.UK more accessible  
政府HP(GOV.UK)に存在するドキュメントのタグ付けを自動化

【刑務所】How the Ministry of Justice used AI to compare prison reports  
法務省が刑務所からのレポートの分析を自動化。刑務所の問題や事件パターン・刑務所に影響を与える地理的パターンを特定。



# 【アメリカ】AIによるガバナンス

## AIによるガバナンスの事例

アメリカのAIに関する情報を掲載する政府ホームページであるai.govにおいて、イギリスと同じ枠組みでAIによるガバナンスの事例調査を実施した。その結果、イギリスと同様に単独で自動化された意思決定を行うAIの利用は報告されておらず、人間を補助するAIの利用に関する文書が公開されていることがわかった。

単独で自動化された意思決定  
(solely automated decision-making)

該当なし

人間の判断を補助する自動化された意思決定  
(automated decision-making assisting human judgement)

【顔認証】FACIAL RECOGNITION TECHNOLOGY Current and Planned Uses by Federal Agencies  
政府機関における顔認識技術の使用と計画についてのレポート。2020年度に各機関がどのように顔認識技術を使用したか、2023年度までにどのようにこの技術の使用を拡大する予定かを示した。  
(<https://www.gao.gov/assets/gao-21-526.pdf>)

【教育】Predicting Early Fall Student Enrollment in the School District of Philadelphia  
次年度の入学者数を予測するAIを作成。学校職員が次年度の計画に役立つアプローチを探索した。  
([https://ies.ed.gov/ncee/edlabs/regions/midatlantic/pdf/REL\\_2022124.pdf](https://ies.ed.gov/ncee/edlabs/regions/midatlantic/pdf/REL_2022124.pdf))

【教育】Identifying Students At Risk Using Prior Performance Versus a Machine Learning Algorithm  
不登校や成績不振のリスクのある生徒を予測するAIを作成。予測に基づいた介入でどのような効果が得られたかのレポートを含む。  
([https://ies.ed.gov/ncee/edlabs/regions/midatlantic/pdf/REL\\_2021126.pdf](https://ies.ed.gov/ncee/edlabs/regions/midatlantic/pdf/REL_2021126.pdf))

【参考】 新型コロナウイルス対策へのAI利用について

The Federal Emergency Management Agency (FEMA)がコロナ対策への対応を示したガイダンス”FEMA COVID-19 Pandemic Operational Guidance”(2021/5/21発行)では、予備的な被害評価(Preliminary Damage Assessment)において「AIを利用する可能性がある」としているが、詳細については示されていない。

# 【アメリカ】AIによるガバナンス

## AIによるガバナンスの事例

米国政府説明責任局(Government Accountability Office)は2021年8月、連邦事務局(Federal Agency)で現在使われている・使用を計画している顔認識技術についてのレポートを公開した。このレポートでは、各省庁がどのように顔認識技術を使用したか、また顔認識が使われているタスクの例について報告している。

- 生体認証技術の一種である顔認証は精度の上昇に伴い、様々な用途で使われるようになった。しかし、顔認識技術の使用拡大に伴い、政府での顔認識技術の使用範囲の理解が重要であると強調されている。
- このため、本レポートは以下の2点について明らかにした。
  - 2020年に各機関がどのように顔認識技術を使用したか。これは関連する研究開発・非連邦団体とのやりとりを含む。
  - 2023年までに各機関がどのように顔認識技術の使用を拡大する予定か

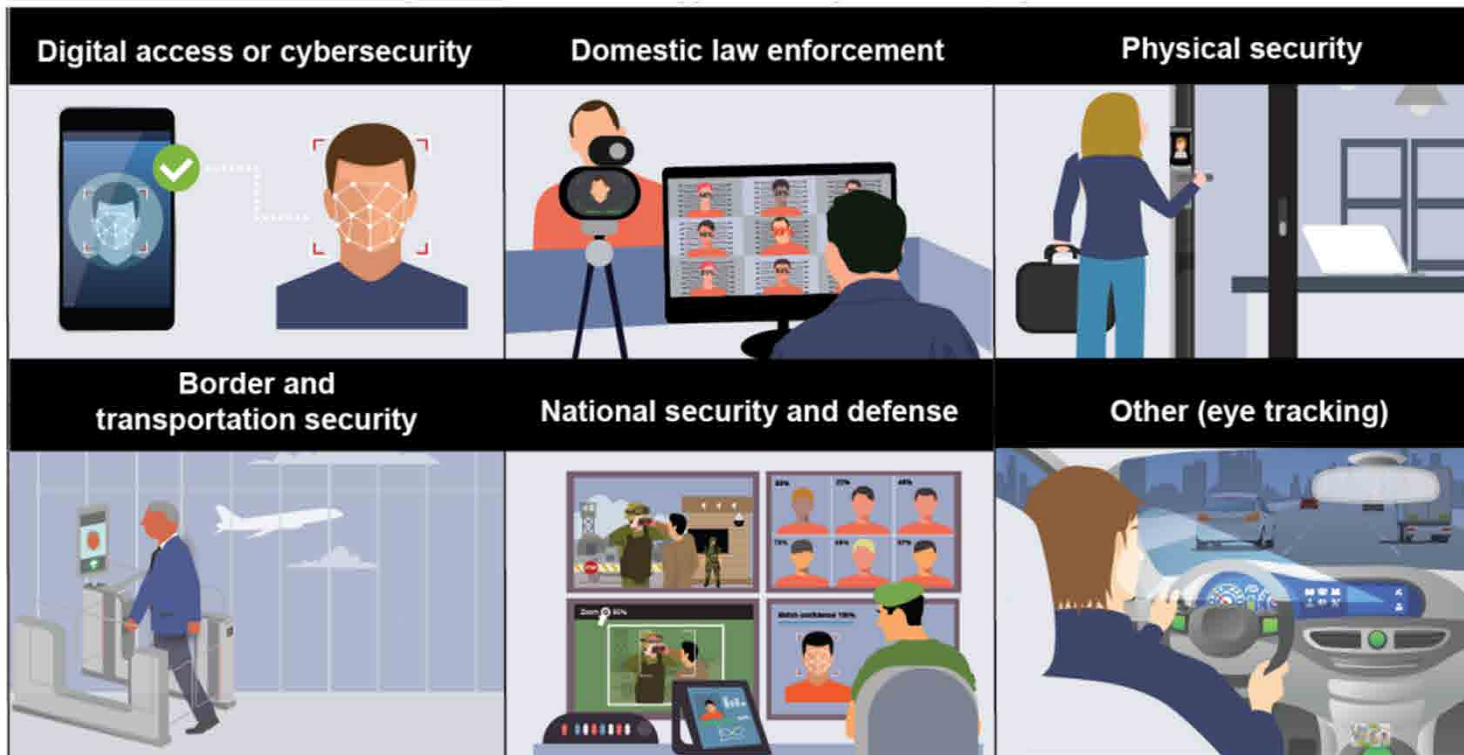


図: 顔認証技術の使用目的例

### 具体例

- COVID-19パンデミックにおいてマスクをしているかどうかの識別
- 空港における旅行者の本人確認プロセスの自動化(顔認証技術の使用を試験的に開始予定)

# 【アメリカ】AIによるガバナンス

## AIによるガバナンスの事例

同レポートは各機関における顔認証技術の使用状況や、主要な機関が具体的にどのようなタスクに顔認証技術を使用しているかの詳細なレポートを含む。

Federal Agency	Used FRT systems <sup>a</sup>	Conducted FRT-related research and development <sup>b</sup>	Entered into transactions with nonfederal entities for FRT <sup>c</sup>	Regulated nonfederal entities' use of FRT <sup>d</sup>
Department of Agriculture	●	⊗	⊗	⊗
Department of Commerce	●	●	⊗	⊗
Department of Defense	●	●	⊗	⊗
Department of Education	⊗	⊗	⊗	⊗
Department of Energy	●	⊗	⊗	⊗
Department of Health and Human Services	●	●	⊗	⊗
Department of Homeland Security	●	●	●	● <sup>e</sup>
Department of Housing and Urban Development	⊗	⊗	⊗	⊗
Department of the Interior	●	⊗	⊗	⊗
Department of Justice	●	●	●	⊗
Department of Labor	⊗	⊗	⊗	⊗
Department of State	●	●	●	⊗
Department of Transportation	⊗	●	⊗	⊗
Department of the Treasury	●	⊗	⊗	⊗
Department of Veterans Affairs	●	●	●	⊗
U.S. Agency for International Development	●	⊗	⊗	⊗
Environmental Protection Agency	●	⊗	⊗	⊗
General Services Administration	●	⊗	⊗	⊗
National Aeronautics and Space Administration	●	●	⊗	⊗
National Science Foundation	●	●	⊗	⊗
Nuclear Regulatory Commission	⊗	⊗	⊗	⊗
Office of Personnel Management	●	⊗	⊗	⊗
Small Business Administration	⊗	⊗	⊗	⊗
Social Security Administration	●	⊗	⊗	⊗

2020年の各機関における顔認証技術(FRT)の使用状況調査した24の機関のうち、18の機関が顔認証技術の使用を報告した。  
(●使用した ⊗使用していない)



The Department of Defense (DOD) reported facial recognition technology (FRT) activities in fiscal year 2020. Specifically, DOD reported using nine FRT systems and conducting research and development (R&D). DOD also reported plans to use three other FRT systems through fiscal year 2023.

### Use of FRT Systems in Fiscal Year 2020

DOD reported it used nine FRT systems in fiscal year 2020, including seven owned by the department and two systems owned by other entities that DOD accessed. Of those nine FRT systems, six are for domestic law enforcement, three are for physical security, five are for national security and defense, and one is for identification card enrollment purposes. Some of these systems are used for multiple purposes.

### Department of Defense (DOD) Facial Recognition Technology (FRT) Systems Used in Fiscal Year 2020

FRT system	Description of system use	Other DOD and federal users
<b>DOD-owned FRT systems</b>		
<b>U.S. Army</b> Department of Defense Automated Biometric Identification System (DOD ABIS)	DOD ABIS contains a database of military-collected biometrics of foreign nationals, including faces. It is used to identify threat actors related to terrorism or counterintelligence as well as to research information about a person of interest or identify an individual for an investigative lead.	<ul style="list-style-type: none"> <li>DOD (multiple components)</li> <li>Department of Homeland Security</li> <li>Department of Justice</li> <li>Department of State</li> </ul>
<b>Defense Manpower Data Center</b> Defense Facial Comparison Tool	The Defense Facial Comparison Tool is used to compare a law enforcement probe photo to a DOD captured photo to identify DOD affiliates.	<ul style="list-style-type: none"> <li>DOD (U.S. Navy and U.S. Air Force)</li> </ul>
<b>Defense Manpower Data Center</b> Real-Time Automated Personnel Identification System (RAPIDS)	RAPIDS is used to compare a law enforcement probe photo to a DOD captured photo to identify DOD affiliates.	
<b>U.S. Navy</b> Tactical Facial Recognition System (TFRS)	TFRS is used to compare a law enforcement probe photo to a DOD captured photo to identify DOD affiliates.	

陸軍がABIS(生体データを用いて自動で個人を特定するシステム)を使用してテロやスパイ活動に関連する脅威となる人物を特定・調査している

国防総省の顔認識技術の報告  
各機関について同形式の報告書が添付されている。



# 【スウェーデン】AIによるガバナンス

## AIによるガバナンスの事例

スウェーデンの政府HPにおいて、AIによるガバナンスの事例は発見できなかった。しかし、スウェーデン国立研究所HPにおいて人工知能を用いた公共部門の取り組みが確認された。

単独で自動化された意思決定  
(solely automated decision-making)

該当なし

人間の判断を補助する自動化された意思決定  
(automated decision-making assisting human judgement)

【業務効率化】AI in Swedish can transform the public sector

スウェーデンの国営研究所RISE(Research Institutes of Sweden)は、「全ての政府機関がスウェーデンのAI技術を利用して情報の流れを管理できるようにすること」を目標として、AIベースのスウェーデン語の言語理解モデルの開発プロジェクトに取り組んでいる。このモデルに基づく最初のAIソリューションは2021年末までに運用が開始される予定である。

(<https://www.ri.se/en/our-stories/ai-in-swedish-can-transform-the-public-sector>)

【雇用】AI and data analysis make spontaneous job applications smarter

公共雇用サービス(Sweden public job service)は、国営研究所RISEと共同してデータ駆動型の求人マッチングサービスを開発。2018年後半に広く利用されるとしている。(引用文書は2018年9月公開)

(<https://www.ri.se/en/our-stories/ai-and-data-analysis-make-spontaneous-job-applications-smarter>)

【参考】 スウェーデン政府機関では意思決定の自動化が一般的に用いられている

スウェーデン国家監査局(Swedish National Audit Office)による2020年のレポートでは、政府機関でのAIを使用しない意思決定の自動化は一般的であり、監査局の調査に回答した13の機関では112の意思決定が自動化されていることを報告した。また、これに対する文書化が不十分であるとして提言を行った。

引用:Automated decision-making in public administration – effective and efficient, but inadequate control and follow-up  
([https://www.riksrevisionen.se/download/18.78abb6c61764bda823b5a3a1/1608291082190/RiR\\_2020\\_22\\_en-GB.pdf](https://www.riksrevisionen.se/download/18.78abb6c61764bda823b5a3a1/1608291082190/RiR_2020_22_en-GB.pdf))

# 【フィンランド】AIによるガバナンス

## AIによるガバナンスの事例

フィンランドでは移民、社会保険、税務に係る機関が盛んに意思決定の自動化を行っている。特に歳入庁・税務局では多くの自動化された意思決定が行われているが、法的根拠に欠けるとして立法の問題が提起されている。また、それぞれの事例についてAIを使用しているかどうかの記述は発見できなかった。

### 単独で自動化された意思決定 (solely automated decision-making)

【租税管理】Parliamentary ombudsman: Automated tax return processing unconstitutional  
フィンランド歳入庁では、税務判断の多くが完全に自動化されており、情報システムが自動的にすべてのプロセスを実行するようになっている。これには督促状の送付だけでなく、追徴課税の決定、税金の徴収、支払い状況の監視などが含まれる。しかし、議会オンブズマンによればこの自動化は法的根拠に乏しく違法であり、立法上の問題に関する調査が必要であるとした。

出典元(※民間記事) : <https://yle.fi/news/3-11087996>

参考(政府文書): <https://www.vero.fi/en/About-us/finnish-tax-administration/the-development-of-digitalization-in-tax-administration/>

【入国管理】Finnish Immigration Service to pursue a considerable reduction of processing times  
フィンランド移民局(Finnish Immigration Service)は、移動を許可するプロセスに自動化を加えることを検討しており、2020年にはこのプロセスの分析を元に組織変更を実施。自動化に備え業務を再編成するとしている。しかし、意思決定の自動化には法律の改正が必要になるため、移民局によって個人データの処理に関する立法案が提出され審議されている。

([https://migri.fi/-/maahanmuuttovirasto-tavoittelee-kasittelyaikojen-voimakasta-lyhentamista?languageId=en\\_US](https://migri.fi/-/maahanmuuttovirasto-tavoittelee-kasittelyaikojen-voimakasta-lyhentamista?languageId=en_US))

### 人間の判断を補助する自動化された意思決定 (automated decision-making assisting human judgement)

【入国管理】Residence permit on the basis of employment is now granted much faster than last year

フィンランド移民局は、意思決定のプロセスに自動化を含めることでビジネス関連の滞在許可証の平均処理時間が111日から61日に短縮されたことを発表した。

(<https://migri.fi/en/-/residence-permit-on-the-basis-of-employment-is-now-granted-much-faster-than-last-year>)

【参考】フィンランドの社会保険庁Kelaは定型業務をAIを使用せず自動化している

Kelaは次のような定型業務に対し自動的な意思決定を行っている。しかし、これには機械学習や統計・科学的モデリングに基づく論理的ルールは使用されていないと明言されている。(業務例：法律に基づく傷病手当率(benefit rate)の調整/学資絵援助金の支給/申請に基づいて医療費・病気関連の旅費の保障を行う 等)

引用:Automated decisions at Kela (<https://www.kela.fi/web/en/automated-decisions?inheritRedirect=true>)

# 有事におけるデータ活用、 AI活用に関する諸外国の取り組み事例

# 調査の目的、全体像

以下目的・全体像を設定し調査を実施した。

## 目的

- 有事におけるデータ活用、AI活用に関する諸外国の取り組み事例の把握

## 全体像

- 現代における主要な“有事”として「新型コロナウイルス」「災害」「テロ行為」を設定し、下記対象国における取組事例を調査。

対象国	新型コロナウイルス (COVID-19)	災害 (Disaster)	テロ行為 (Terrorism)
イギリス	<ul style="list-style-type: none"><li>Public Health England (PHE)</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>— (現時点で該当情報無し)</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>Protecting people vulnerable to being drawn into terrorism</li></ul>
アメリカ	<ul style="list-style-type: none"><li>The Federal Emergency Management Agency (FEMA)</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>The Federal Emergency Management Agency (FEMA)</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>Terrorist Screening Center(FBI)</li><li>Terrorist Screening and Interdiction Programs(米務省)</li><li>Domestic Homeland Security(国土安全保障省)</li></ul>
シンガポール、 欧州、イスラエル	本報告では対象外		



# 【イギリス】【新型コロナウイルス】 Public Health England (PHE)

関連するステークホルダーに広く新型コロナウイルス感染者情報を収集するとともに、得られた情報を集約し、関連するステークホルダーに広く展開。

## 取組名称

- UK Coronavirus Dashboardなど

## 実施主体

- Public Health England (PHE) ※英国保健省 (DHSC) の執行機関

## 取組概要

- イングランド、北アイルランド、スコットランド、ウェールズにおける新型コロナウイルス感染者情報や検査数、ワクチン接種数などのデータ収集・管理し、ダッシュボード形式でデータを可視化。
- また、収集したデータは症例の特定、接触者の追跡、アウトブレイクの管理、新型コロナウイルスの疫学研究等の用途にも活用される。

## 使用データ/AI

- 対象データ：
  - 人口統計情報（氏名、生年月日、性別、民族、NHS番号、住所、職業、電話番号、メールアドレスなど）
  - 健康情報（新型コロナウイルス症状、診断結果、健康リスク要因）
  - 治療情報（新型コロナウイルスによる入院歴、検査結果、予防接種など）

## 使用データ/AIの収集・利用の範囲

- 収集範囲
  - 本人からの直接提供、医師・病院・検査会社などのプロバイダ、上記データを保有する団体（NHS～旅行会社に至るまで多岐にわたる）
- 利用範囲
  - 地方自治体、NHS（国民保健サービス）、英国保健省（DHSC）、研究者（※個人が特定できない形式に変換後）、政府機関と契約したデータ処理事業者（目的内で個人情報の利用が可能）、警察、内務省、国外機関（陽性状態で渡航した場合を想定）

## 根拠となる法令

- GDPR Article 6(1)(e) 'processing is necessary for the performance of a task carried out in the public interest'
- GDPR Article 9(2)(i) 'processing is necessary for reasons of public interest in the area of public health, such as protecting against serious cross-border threats to health'
- Data Protection Act Schedule 1 Part 1 (3) 'public health'

# 【イギリス】【テロ対策】 参考情報) Data Protection and Sharing

2005年7月におけるロンドン同時爆破事件をきっかけとして制定された、緊急事態発生時のデータシェアに関するガイドライン。新たな政策や法的要件の導入を目的とせず、緊急対応車が個人データの取り扱いをする際の法的枠組みや利用可能な範囲などをガイドすることを目的としている。

## **取組名称**

- Data Protection and Sharing – Guidance for Emergency Planners and Responders (2007)

## **実施主体**

- HM Government

## **取組概要**

- 2005年7月に発生したロンドン同時爆破事件における初期対応において、生存者・被災者のデータ共有に制限があったため支援サービスの提供に遅れが発生したことを反省として作成（※それ以前からハリケーンカトリーナ被害が派生した際に、同様の勧告がなされていた）。新たな政策や法的要件の導入を目的とせず、緊急対応車が個人データの取り扱いをする際の法的枠組みや利用可能な範囲などをガイドすることを目的としている。

## **使用データ/AI**

- —

## **使用データ/AIの収集・利用の範囲**

- 収集範囲
  - —
- 利用範囲（※対象法令の解釈を記載）
  - 個人データを共有する際に本人の同意は必ずしも必要ではない。（個人データの合法的な処理に関する基準、暗示的な同意の獲得、法定機能の講師に必要な場合など）
  - ある組織によって特定の目的のための収集されたデータを共有する場合、共有先の機関は同様の目的でデータを使用する必要性は必ずしもない。等

## **根拠となる法令**

- Data Protection Act 1998 等

# 【イギリス】【テロ対策】

## Protecting people vulnerable to being drawn into terrorism

関連するステークホルダーにおいて日本における要配慮情報に近いデータを共有することで、テロリスト予備群を早期に検出・介入する。

### 取組名称

- Protecting people vulnerable to being drawn into terrorism (2012)

### 実施主体

- HM Government、警察・地方自治体

### 取組概要

- テロに参加してしまいそうな人々に支援を行い、テロの拡大・過激化を防止することを目的として、以下取組を実施。
- 1) テロ参加の危険が高い個人の特定：家庭環境、素行、いじめの経験、犯罪歴、政治思想などから判定。教育機関や医療機関などと自治体が連携。
- 2) リスクの性質と程度の評価：テロ参加の危険度を集団・イデオロギーへの関与、危害を加える意図、危害を加える能力の3つの基準で評価。
- 3) 当該個人に即した支援計画の策定：テロ参加のリスク要因の種類に基づいて支援計画を策定。

### 使用データ/AI

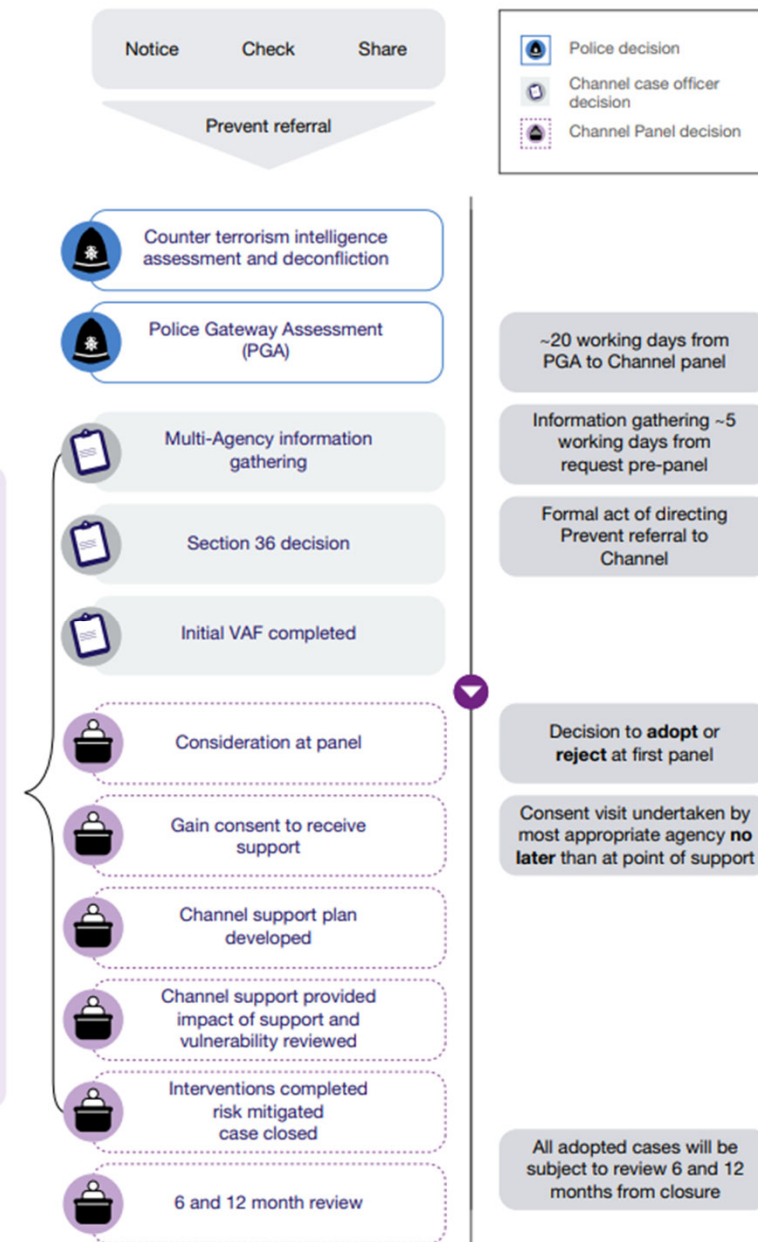
- Special category data (※日本における要配慮情報に近いデータ)等

### 使用データ/AIの収集・利用の範囲

- 収集範囲/利用範囲
  - 警察、地方自治体、教育サービス、社会サービス、健康、児童・青少年サービス、犯罪者管理サービス、コミュニティ組織などのサービス等

### 根拠となる法令

- Counter Terrorism and Security Act 2015 (the CT&S Act) sections 36(7) and 38(6)
- GDPR
- DPA 2018



FEMAは災害情報、個人支援、公的支援、危険軽減、全米洪水保険プログラム（NFIP）助成金など、災害・危機管理に関する膨大なデータを収集している。データを公開することで銀行、住宅ローン不動産会社、保険会社、民間企業、大学（学術界）、非営利団体などのコミュニティパートナーと連携を可能にする。

### 取組名称

- FEMA-collected disaster assistance data (FEMA Recovery Data)

### 実施主体

- The Federal Emergency Management Agency (FEMA)

### 取組概要

- FEMAが収集した災害支援データ（FEMA Recovery Data）の共有についてセキュリティと利便性を最大化するために、データ共有の要件とプロセスを確立し、ガイドラインに沿ってナショナル処理サービスセンター（FEMA's National Processing Service Center）から各地域のオフィスに情報を共有して災害支援に利用する。大統領が宣言した災害または緊急事態に対してFEMA リカバリ データを共有する。

### 使用データ/AI

- 対象データ：Disaster Assistance Survivor/Registrants 災害支援の申請者（登録者）
  - 個人識別情報Personally Identifiable Information (PII) 個人の身元を直接的・間接的に推測できる情報（名前、住所、電話番号等）
  - 機密性の高い個人識別情報Sensitive PII (SPII) 社会保障番号、生体認識識別情報（指紋等一部でも）、運転免許証、パスポート番号、生年月日等）

### 使用データ/AIの収集・利用の範囲

- 収集範囲
  - 個人の身元を直接的または間接的に推測することを可能にする情報。その個人にリンクされている、またはリンク可能な情報を含む
- 利用範囲
  - PII,SPIIデータは、ポリシー条件に認定されたパートナーに共有、Non-PII, Non-SPIIのデータは一般公開（<http://www.fema.gov/data>）

### 根拠となる法令

- The Robert T. Stafford Disaster Relief and Emergency Assistance Act (Stafford Act), as amended, 42 U.S.C. 5121 et. seq.
- The Privacy Act of 1974 (Privacy Act), as amended, 5 U.S.C. 552a
- DHS Privacy Act Regulations, 6 C.F.R. pt. 5.20 – 5.36. (2012)
- Federal Disaster Assistance Regulations, 44 C.F.R. pt. 206.110(j) (2012)
- FEMA's Disaster Recovery Assistance System of Records Notice (DRA SORN), 78 Fed. Reg.25,282 (Apr. 30, 2013)





FEMAはCOVID-19を災害としてCDCやその他の連邦機関と協力し、米国の州、民間部門のパートナー等と協力してワクチン配布を支援。医療状況について、回復プログラムや経済的支援などについて情報収集と提供を行う。

### 取組名称

- FEMA COVID-19 Pandemic Operational Guidance

### 実施主体

- The Federal Emergency Management Agency (FEMA)



### 取組概要

- FEMAが収集した災害支援データ (FEMA Recovery Data) の共有についてセキュリティと利便性を最大化するために、データ共有の要件とプロセスを確立し、ガイドラインに沿ってナショナル処理サービスセンター (FEMA's National Processing Service Center) から各地域のオフィスに情報を共有して災害支援に利用する。大統領が宣言した災害または緊急事態に対してFEMA リカバリ データを共有する。

### 使用データ/AI

- 対象データ : Disaster Assistance Survivor/Registrants 災害支援の申請者 (登録者)
  - 個人識別情報Personally Identifiable Information (PII) 個人の身元を直接的・間接的に推測できる情報 (名前、住所、電話番号等)
  - 機密性の高い個人識別情報Sensitive PII (SPII) 社会保障番号、生体認識識別情報 (指紋等一部でも)、運転免許証、パスポート番号、生年月日等)

### 使用データ/AIの収集・利用の範囲

- 収集範囲
  - 個人の身元を直接的または間接的に推測することを可能にする情報。その個人にリンクされている、またはリンク可能な情報を含む
- 利用範囲
  - PII,SPIIデータは、ポリシー条件に認定されたパートナーに共有、Non-PII, Non-SPIIのデータは一般公開 (<http://www.fema.gov/data>)

### 根拠となる法令

- The Robert T. Stafford Disaster Relief and Emergency Assistance Act (Stafford Act), as amended, 42 U.S.C. 5121 et. seq.
- The Privacy Act of 1974 (Privacy Act), as amended, 5 U.S.C. 552a
- DHS Privacy Act Regulations, 6 C.F.R. pt. 5.20 – 5.36. (2012)
- Federal Disaster Assistance Regulations, 44 C.F.R. pt. 206.110(j) (2012)
- FEMA's Disaster Recovery Assistance System of Records Notice (DRA SORN), 78 Fed. Reg.25,282 (Apr. 30, 2013)

Google Cloud はHarvard Global Health Institute とのパートナーシップのもとで COVID-19 Public Forecasts を公開している。AI と膨大な疫学的データを組み合わせ、時系列の予測を扱う機械学習のアプローチを採用して予測開始日から将来 14 日間における米国内の COVID-19の陽性者数や死亡者数などの予測を提供している。

### 取組名称

- COVID-19 Public Forecasts

### 実施主体

- Google Cloud (Harvard Global Health Institute)

### 取組概要

- AI と膨大な疫学的データを組み合わせ、さらに、時系列の予測を扱う斬新な機械学習のアプローチを採用して、米国向けの初期モデルは2020年8月に公開され、現在も無償で予測情報を提供している。この情報はジョンズ ホプキンス大学、Descartes Lab、米国国勢調査局などの一般公開データを基にしており、Harvard Global Health Institute の監修のもとで更新している。日本版は都道府県別に、対象期間である将来 28 日間のあいだに予測される死亡者数、陽性者数、入院・療養等患者数などを示す。

### 使用データ/AI

- 対象データ：
  - 新型コロナウイルス感染症陽性者数および死亡者数等のオープンデータ、Google のコミュニティ モビリティ レポート
  - 入院・療養等患者数、人々の移動状況についてのデータ

### 使用データ/AIの収集・利用の範囲

- 収集範囲
  - 米国版は、ジョンズ ホプキンス大学、Descartes Lab、米国国勢調査局などの一般公開データを基に陽性者数や入院・療養等患者数、死亡者数、また人々の移動状況についてのデータ
  - 公衆衛生活動の重要な管轄である郡で予測を生成するため郡レベルの COVID-19 抑制定量化データ等のメトリクス作業と組み合わせる。
  - 日本版は、厚生労働省が発表している 新型コロナウイルス感染症陽性者数および死亡者数等のオープンデータ、Google のコミュニティ モビリティ レポート、平成 27 年国勢調査結果などを含む。陽性者数や入院・療養等患者数、死亡者数、また人々の移動状況について国内のデータを使用しているため、予測結果には国内の感染状況やそれに対する人々の反応、さらに生活環境といった日本独自の状況が反映
- 利用範囲 一般公開  
COVID-19 公衆衛生予測モデルは、郡ごとに対象を絞った検査と公衆衛生介入を可能にする。症例、感染、入院、死亡の正確でタイムリーな予測を政策立案者と一般市民の両方に提供する。データセット<<https://console.cloud.google.com/marketplace/product/bigquery-public-datasets/covid19-public-forecasts?pli=1>>

### 根拠となる法令

# 【アメリカ】【テロ行為】 Terrorist Screening Center(TSC)FBI

テロ対策においてテロ情報を共有するために2003年に設立されたテロリストスクリーニングセンター（TSC）は、FBIが管理する「ウォッチリスト」と言われているテロリストスクリーニングデータベースの管理と運用を行っている。（2021 会計年度の直接資金による予算総額は約 97 億ドル）

## 取組名称

- Terrorist Screening Center(TSC)

## 実施主体

- Federal Bureau of Investigation (FBI)

## 取組概要

- ウォッチリストは、テロ活動に関与していることがわかっているか、合理的に疑われる人の身元に関する国家安全保障および法執行の機密情報を含むデータベースである。ウォッチリストはテロ対策に係る審査期間、ビザ、入国管理、航空機への搭乗、その他の活動について既知または疑わしいテロリストを確実に特定することを支援している。既知または疑わしいテロリスト情報のウォッチリスト作成、スクリーニング、遭遇管理、および情報共有を行う。

## 使用データ/AI

- 対象データ：国土安全保障省、法執行機関、諜報機関、米国大使館または領事館によって開発された信頼できる情報に基づくID data

## 使用データ/AIの収集・利用の範囲

- 収集範囲
- 利用範囲
  - 外交、軍事、諜報、法執行、入国管理、ビザ、保護プロセスをサポートするためにデータにアクセス可能
  - 国土安全保障、法執行機関、諜報機関、および適切な場合にテロ関連を共有する目的で国際パートナー間で共有
  - Terrorist Identities Datamart に入力され、ID 情報は Terrorist Screening Center (TSC)から共有

## 根拠となる法令

- All screening functions are subject to U.S. laws and regulations regarding privacy and civil liberties protections.



テロ防止プログラムは、テロリストの旅行移動情報、作戦、法執行機関を組み合わせ、テロリストを逮捕及びテロリストの移動を制限する戦略を立てるべきとして情報収集と共有を行い、テロリストの移動を世界的に制限するものである。

### 取組名称

- Terrorist Screening and Interdiction Programs (TSI/TIP)

### 実施主体

- 米国国務省 The Bureau of Counterterrorism (CT)テロ対策局

### 取組概要

- テロ阻止プログラムは、テロ活動の危険にさらされている国々が国境警備能力を強化することを支援して、テロリストの移動を世界的に制限するものである。
- テロリストを検出して国境を保護する米国と外国のパートナーのとの間で、二国間テロスクリーニング情報共有協定を結び、テロリスト阻止プログラム (TIP)/個人識別安全比較および評価システム (PISCES:(Personal Identification Secure Comparison and Evaluation System) にて、パートナー国に国境警備の情報を提供する。テロリストの旅行を特定し、妨害し、抑止するための支援。

### 使用データ/AI

- 対象データ：

### 使用データ/AIの収集・利用の範囲

- 収集範囲
- 利用範囲

### 根拠となる法令

- Homeland Security Presidential Directive 6 (HSPD-6)



国土安全保障省とFBIは、国防権限法と国家情報長官との協議の上、国内テロ問題に関する特定のデータを含む戦略的情報評価を作成している。

### 取組名称

- The U.S. Department of Homeland Security (DHS) Center for Prevention Programs and Partnerships (CP3)

### 実施主体

- 米国国土安全保障省 The U.S. Department of Homeland Security (DHS)

### 取組概要

- 米国国民をテロの脅威から守るために創設され、国内テロに関する情報の評価、脅威の評価を行いそれを公表することで、潜在的な脅威を特定して管理する。
- 国家テロ諮問システム (NTAS:National Terrorism Advisory System)に、国内で脅威環境が高まっている速報を出し警告を行う (2021.1.27最新)

### 使用データ/AI

- 対象データ：
  - 米国の国内で発生した (完了または未遂) インシデントごとに日付と場所、犯罪の数と種類
  - 犯罪に起因する経済的損害の見積もりを含む。2014年以降電子記録へ移行。

### 使用データ/AIの収集・利用の範囲

- 収集範囲
  - 暴力や犯罪の履歴、ジェンダー、年齢等過去の経歴からリスク予測
  - 行動的要因 (薬物、武器の備蓄、精神疾患等)、社会的要因 (近親者の数・関係、友人の種類等)、態度 (反政府感情等)
- 利用範囲
  - 国内安全保障、テロ行為、サイバー脅威、国境を越えた犯罪組織、不法入国、自然災害に係る場合に情報を提供

### 根拠となる法令

# 【アメリカ】【新型コロナウイルス】 参考情報) “to-go” delivery model

米退役軍人省で開発・実験中のAIモデル。コロナ禍下における医療施設の支援を目的としている。

## 取組名称

- “to-go” delivery model(2020)

## 実施主体

- Department of Veterans Affairs(退役軍人省)

## 取組概要

- 新型コロナウイルス陽性反応を呈した場合に、医療センターへの入院の必要性、集中治療室の必要性、死亡率を推測するAIモデル。退役軍人省で活用された後、広く横展開する予定。

## 使用データ/AI

- 対象データ：
  - 不明

## 使用データ/AIの収集・利用の範囲

- 収集範囲
  - 不明
- 利用範囲
  - 不明

## 根拠となる法令

- 不明

# 【アメリカ】【新型コロナウイルス】 参考情報) Verus system

刑務所における通話情報を自動的に記録し、新型コロナウイルスに関する発言を検出する。受刑者と施設従業員の安全確保が目的とされているが、過剰な監視システムとしてその問題性が指摘されている。

## 取組名称

- Verus system (2020)

## 実施主体

- 米国内刑務所(具体的な場所は不明だが、ジョージア州、アラバマ郡の刑務所、リフォルニア州サンバーナーディーノまたはその近くの1つ以上の施設で利用が開始されている)

## 取組概要

- 米AIベンダLEO Technologiesにより開発された技術を採用されており、すべての受刑者の通話を自動的に録音し分析。「新型コロナウイルス」「咳」「くしゃみ」に関する言及を検出。
- 受刑者と施設従業員の安全確保が目的とされているが、過剰な監視システムとしてその問題性が指摘されている。

## 使用データ/AI

- 対象データ：
  - 不明

## 使用データ/AIの収集・利用の範囲

- 収集範囲
  - 刑務所における通話情報
- 利用範囲
  - 不明

## 根拠となる法令

- 不明



# 参考資料

有事・平時における諸外国の対応方法（スキーム）

# 【イギリス】【全般】

## イギリスの有事対応スキームの全体像

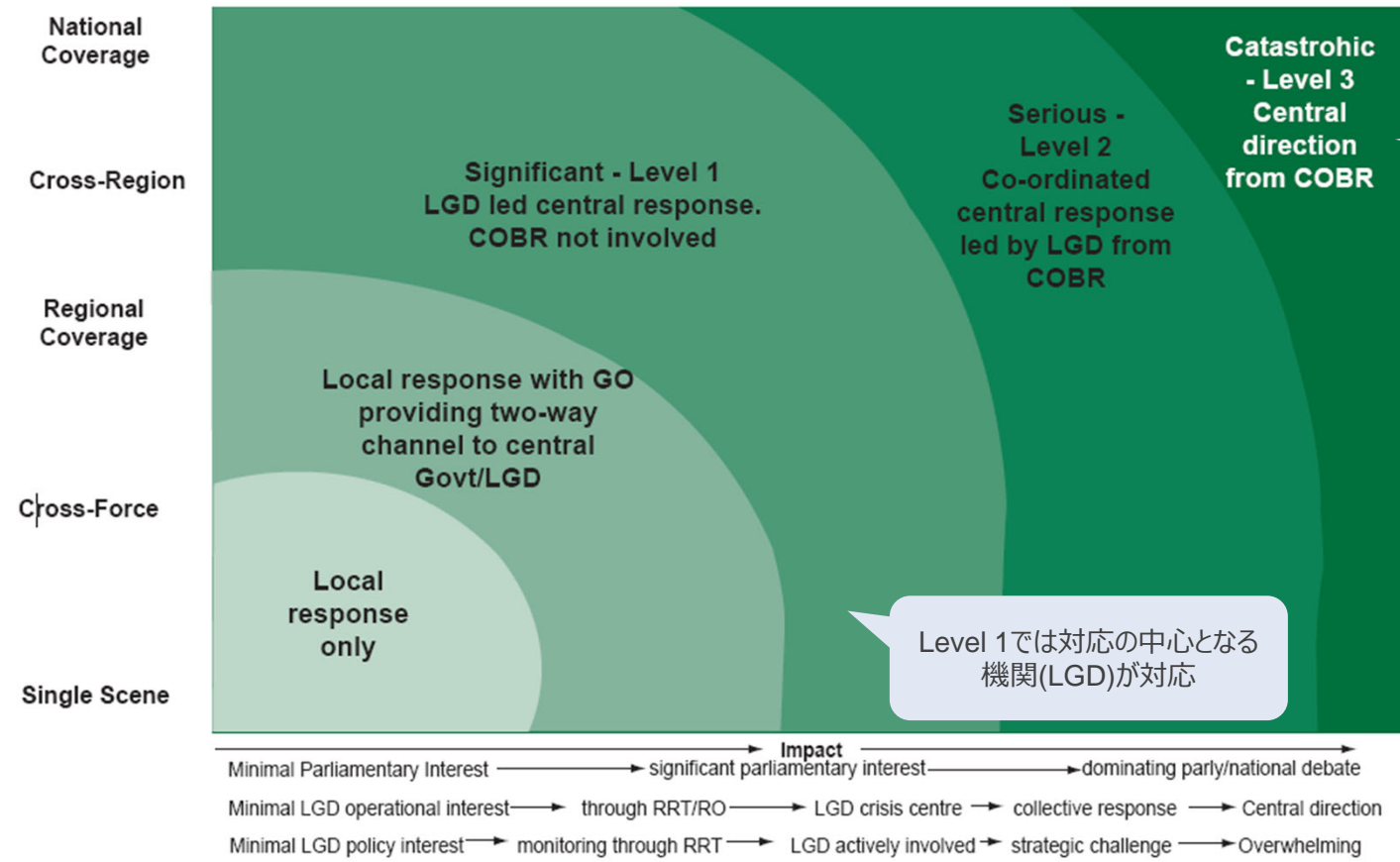
イギリスの緊急時対応は地方自治体や警察・医療機関などの機関が主導するボトムアップ型である。緊急時に関与する可能性のあるすべての個人・組織は適切な準備を求められ、中央政府は自治体が行う対応の支援・補完や複数機関が関わる意思決定の方向性を決定する役割を担う。

	平時	トリガー	有事
取組概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>各自治体・機関における緊急時計画や準備。これには平時の必要なデータ収集の実施も含む。</li> <li>Category1, 2(後述)に対応する組織は緊急計画、対応、復旧について個人情報共有する権限を主張。</li> </ul>	<p><b>Level 1以上の緊急事態</b></p> <p><b>開始</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大臣の助言に基づいた女王陛下による会議指令(Order in council)</li> </ul> <p><b>終了</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指令に基づいた規制は発行日から最長30日間有効。必要に応じて更に30日間の延長が可能。</li> </ul>	<p>基本的に自治体主体の対応を行う。中央政府の役割は資源の提供と調整によって、自治体の対応を支援・補完することである。</p> <p><b>Local</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各自治体で対応。</li> </ul> <p><b>Level 1:重大な緊急事態</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>内閣府が対応の中心となる機関(Lead government development)を任命。</li> </ul> <p><b>Level 2&amp;3:深刻/壊滅的な緊急事態</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中央政府の危機管理施設であるCOBRが活性化。</li> </ul>
個人情報取扱	<p><b>取得情報(データ)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報</li> </ul> <p><b>取得目的</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時の計画・準備・対応</li> </ul> <p><b>取得方法</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>明記なし</li> </ul> <p><b>取得情報の収集/利用範囲</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>適切な管理の下、他の目的に使用しない限り可。</li> </ul>	—	<p><b>取得情報(データ)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じた氏名などの個人情報</li> </ul> <p><b>取得目的</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じて定める。</li> </ul> <p><b>取得方法</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じて定める。</li> </ul> <p><b>取得情報の収集/利用範囲</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じて定める。</li> </ul>
関連法令	<ul style="list-style-type: none"> <li>The Data Protection Act 1998</li> <li>the Contingency Planning Regulations</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>The Civil Contingencies Act 2004</li> </ul>



# 【イギリス】【全般】 緊急レベルの定義・近年の例

イギリス中央政府は影響度によって緊急事態を3つのレベルに分類している。レベル1では悪天候、レベル2ではパンデミックインフルエンザやテロ攻撃、レベル3では大規模な自然災害が例である。



Level 3では内閣府ブリーフィンググループが対応の中心となる機関(LGD)に指示

Level 1では対応の中心となる機関(LGD)が対応

表:緊急事態のレベル毎の具体例

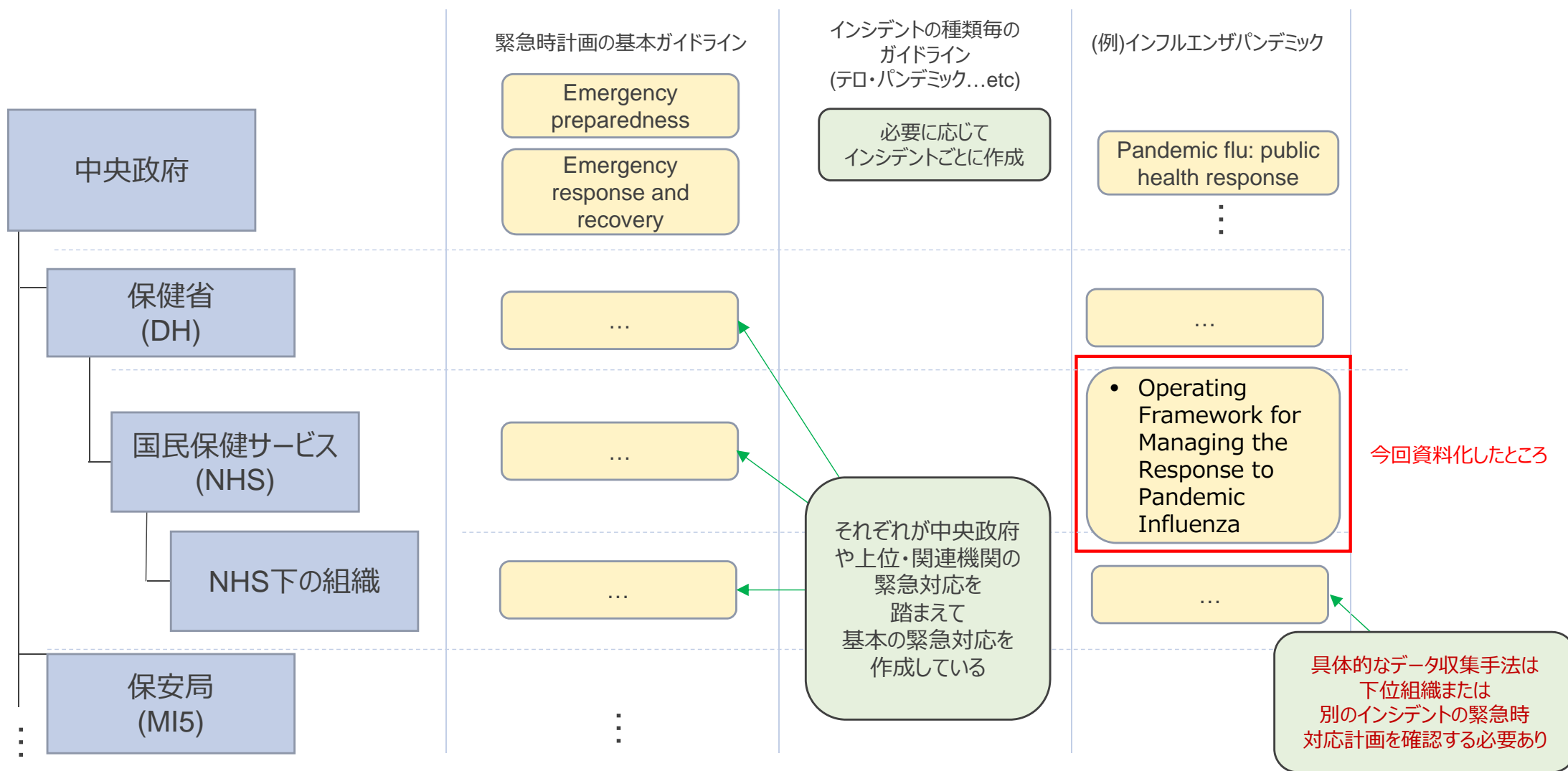
緊急事態のレベル	例
Level 1	悪天候
Level 2	テロ攻撃、パンデミック (例)豚インフルエンザ
Level 3	大規模な自然災害 (例)該当事例なし

図:イングランドにおける緊急事態の影響と地理的広がりに基づく中央政府の関与体制  
縦軸：地理的な広がり 横軸：影響度

# 【イギリス】【全般】

## イギリスにおける緊急事態対応の特徴

イギリスの緊急時の対応は政府主導ではない。中央政府を含む各機関が各インシデントの種類ごとに緊急時対応を作成し、関連する組織の緊急時対応に則って自組織の緊急時対応計画を作成する。以下は概念図。



# 【イギリス】【全般】

## Category 1,2に該当する団体と対応手順

イギリスでは各自治体や団体をCategory 1, 2に分類している。特にCategory 1の機関は市民保護の義務の中心となる。そのため緊急時計画を公表する義務があり、対応の中心を担う。

地方の自治体や団体を以下の2組に分けている

### Category 1

ほぼすべての緊急時において、地域レベルで作られる“中核組織”

- 医療サービス、緊急サービス、地方自治体、その他の4要素  
→ 警察、消防署、病院、
- 市民保護の義務の中心となるため、表1を事前に行う
- 特に緊急計画(Emergency Planning)を重要視しており、コロナでの地方の対応に関しては使われた

### Category 2

ある緊急時において、関わる可能性が非常に高い“協力組織”

- 通信会社、水道会社、港、鉄道、高速道路
- 計画実行の中心ではないが、カテゴリー1との協力をする

そしてさらに、この地方での緊急事態の対応を高めるために以下のような団体に活動させている

### Local Resilience Forum(LRF)

Category 1の人々がLRFを形成しなければいけない

- multi-agency plansの策定(カテゴリー1同士の協力案)

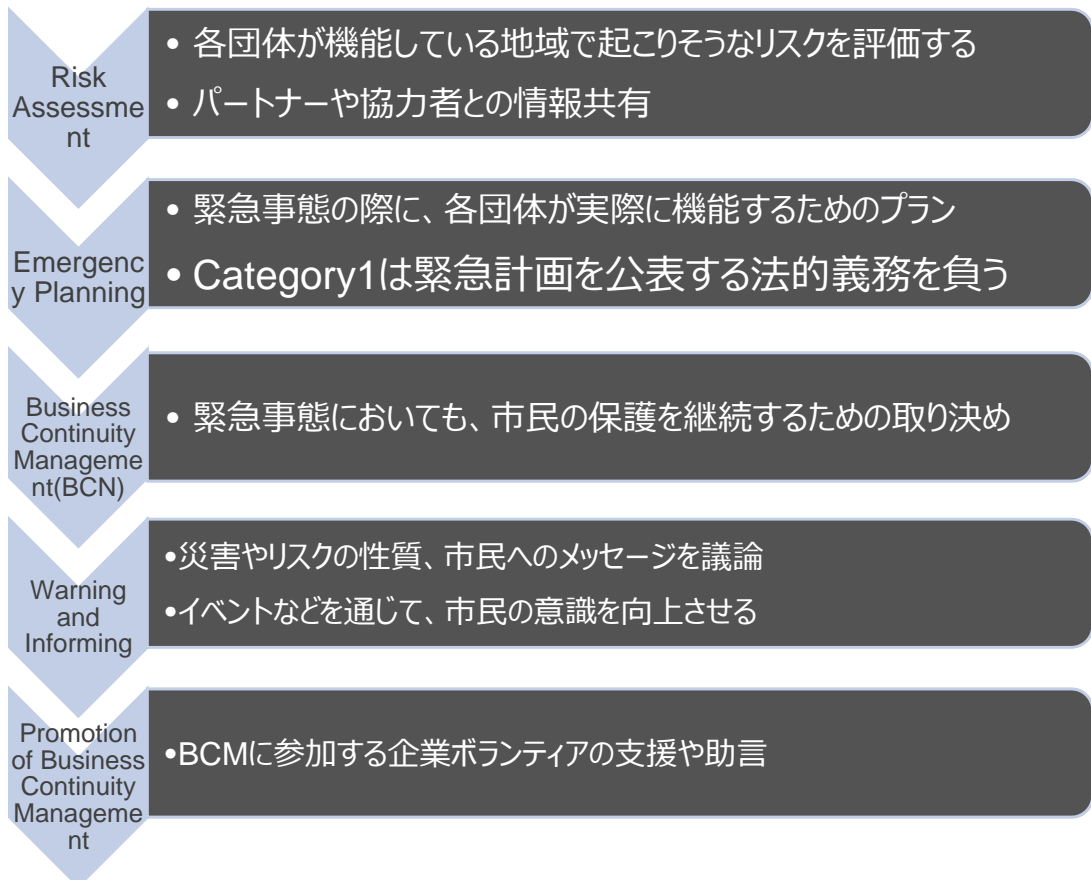
### その他の政府機関

Category 1&2は中央政府とは関係がないため、政府が関係する機関として

- LGDs (Lead Governmental Departments)
  - Department of Health
- などがある

これらを主な基準として、ロンドン、ウェールズ、北アイルランド、スコットランドの各郡で、さらに細かく制定する

表1: Category 1の対象者が行う手順



# 【イギリス】【新型コロナウイルス(インフルエンザパンデミック)】 イングランド国民保険サービス(NHS England)

イギリスではカテゴリ1に属する団体が緊急時計画を定めることが法的に義務付けられている。ここでは、イングランドの国民保健サービスが公表しているインフルエンザパンデミックが起きた場合の緊急時計画の概要を述べる。

## 取組名称

- Operating Framework for Managing the Response to Pandemic Influenza

## 実施主体

- イングランド国民保健サービス(NHS England)

## 取組概要

- パンデミック時に患者が最も適切なケアを受けられるようにするため、インフルエンザパンデミック発生時の計画を策定。これは以下の情報を含む。
  - パンデミック発生前/中/後におけるNHS Englandの役割・責任
  - NHS のパンデミックに特化した指揮・管理体制
  - パンデミック時の NHS の通信経路と情報の流れ
  - パンデミックの計画と対応におけるガバナンスプロセス

Level 1	地域の医療機関が対応・管理可能なインシデント。
Level 2	多数の医療機関の対応を必要とし、NHS Englandの現地事務所と連携し調整を受ける必要があるインシデント。
Level 3	NHS Englandの地域にまたがる多数の医療機関の対応を必要とするインシデント。NHS Englandと連携し戦術(tactical)レベルの調整を受ける必要がある。
Level 4	NHS Englandが対応を支援するために国家指揮統制を必要とするインシデント。NHS Englandと連携し戦術(tactical)レベルの調整を受ける必要がある。

表:NHSが定めるincident level

インフルエンザパンデミックはレベル1から始まることが予測される。  
中央政府が定める緊急事態のレベルとは無関係。

## 取得情報(データ)

- 記載なし

## 取得目的

- 記載なし

## 取得方法

- 具体的な記載なし。NHS関連組織と協調して実施。

## 取得情報の利用範囲

- 記載なし

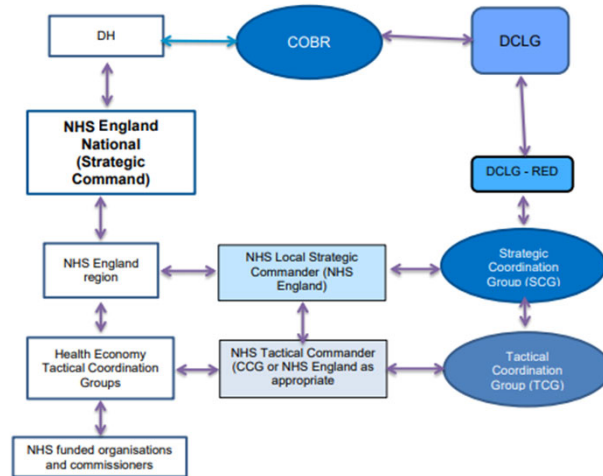


図:緊急時のNHS Englandと他組織との関係

国の指針を決めるNHS England Nationalは保健省(DH)と地域単位のNHS England regionと共に対応を行う。

緊急事態における情報収集はイギリスでは随時必要に応じて行われる。収集する情報は個人に関する情報だけでなく、医療機関等の利用者リスト等多岐にわたる。また収集された情報はほかの機関にも共有される場合がある。しかし、収集、共有(利用)については差し迫った事態でない限りは個々人の同意が必要である。

情報収集の主体…緊急事態への対応を行う機関(いわゆるCategory1、2の団体。中央政府も場合によっては)

※イギリスでは緊急事態に対応する主体は自治体が担う

収集する情報

◆ 個人情報

-氏名などの基本情報から、犯罪歴などのセンシティブな情報、政治的な意思まで含まれる

◆ 医療機関等の詳細な利用記録(病院の入院者リストなど)

収集する時期

◆ 災害前後、必要に応じて随時(明確な記述無し)

情報の運用

◆ 緊急事態対応を担う他機関との情報の共有

EX. テロの被害を受けたとみられる国民のリストを警察が作成→各自治体の医療機関にリストを共有し、治療を進める

※ただし収集、運用ともに許可なしにいつでも行えるわけではない。一刻を争うような事態の場合は、許可なしに個人情報の共有が行われる場合がある。

この例であれば、リスト掲載者のうち重体の患者などは、許可なく譲渡が可能だと思われる。



例. ×許可が必要(軽度)



許可なく対応(重症)○



# 【アメリカ】【全般】 FEMAの有事対応スキームの全体像

The Federal Emergency Management Agency (FEMA)では平時にはアプリによる情報発信や人材育成プログラムを推進。大統領による宣言をトリガーとして個別支援・公的支援の提供を行う。

	平時	トリガー	有事
<b>取組概要</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>FEMAアプリの配信(災害関連情報発信)</li> <li>CERTプログラム(災害対応ボランティア形成推進プロジェクト)</li> <li>YPCプログラム(災害準備・支援を通じた、地域社会を担う若いリーダー推進プロジェクト)</li> <li>専門家との災害に関する調査研究</li> <li>災害準備に関する世帯調査</li> <li>災害対応計画の立案</li> <li>ウェビナーの配信</li> </ul> (※上記4項目はデータ収集なし)	<b>開始：大統領による宣言</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>Emergency declaration：公衆衛生、生命、財産の危険(コロナやテロなど)</li> <li>Major disaster declaration：ハリケーン、地震、洪水などの自然災害</li> </ul> <b>終了</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>宣言後から30日後または指定期間を満了すると宣言の解除(随時延長申請は可能)</li> </ul>	<b>個別支援</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>食糧や避難所など基本的支援</li> <li>住宅補償</li> <li>法的手続き支援</li> <li>メンタルケア</li> </ul> <b>公的支援</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急対応</li> <li>恒久対応</li> </ul>
<b>個人情報取扱</b>	<b>取得情報(データ)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>アプリ…デバイスの位置情報、電話番号</li> <li>CERT、YPC…氏名、住所等基本情報(YPCは学術記録も)</li> </ul> <b>取得目的</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>アプリ…位置情報に即したアラートをSMSで送信</li> <li>CERT、YPC…連絡先取得</li> </ul> <b>取得方法</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>アプリ…デバイスから取得</li> <li>CERT、YPC…フォームに入力</li> </ul> <b>取得情報の収集/利用範囲</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>利用者のみ</li> <li>本来の目的を超えて使用されない。</li> </ul>	—	<b>取得情報(データ)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>PII(氏名、住所など)</li> <li>連絡先</li> <li>住居の破損状況</li> <li>医療、葬儀費用など</li> </ul> <b>取得目的</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>個人支援申請者の資格審査</li> </ul> <b>取得方法</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>窓口、電話、オンラインによる申請フォーム記入</li> </ul> <b>取得情報の収集/利用範囲</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>申請者のみからの情報収集</li> <li>関連機関への共有</li> </ul>
<b>関連法令</b>	調査中		

平時ではFEMAアプリによる情報発信や人材育成プログラム等の緊急事態発生時の対応体制の構築を推進している。

### 取組名称

- FEMAアプリの配信
- CERT(Community Emergency Response Team)プログラム
- YPC(Young Preparedness Council)プログラム

### 実施主体

- The Federal Emergency Management Agency (FEMA)

### 取組概要

- FEMAアプリ：災害関連情報の配信
- CERTプログラム：各地域に災害対応のボランティアとして動員するためのトレーニングプロジェクト
- YPCプログラム：災害準備プロジェクトに即した地域社会を担う若いリーダーの育成

### 取得情報(データ)

- FEMAアプリ：位置情報、電話番号
- CERTプログラム：氏名、連絡先、居住地域
- YPCプログラム：氏名、連絡先、居住地、学術記録

### 取得目的

- FEMAアプリ：現在地に即した気象アラートをSMSで配信するため
- CERTプログラム、YPCプログラム：相互連絡のため

### 取得方法

- FEMAアプリ：アプリを介して取得
- CERTプログラム、YPCプログラム：申請フォームに入力

### 取得情報の利用範囲

- 利用者のみ。
- 位置情報および電話番号は匿名化されており、本来の目的を超えて利用されない。

※FEMAは平時に以下にも取り組んでいるが、データ収集を伴っていないため割愛

- 専門家との災害に関する調査研究
- 災害準備に関する世帯調査
- 災害対応計画の立案
- ウェビナーの配信

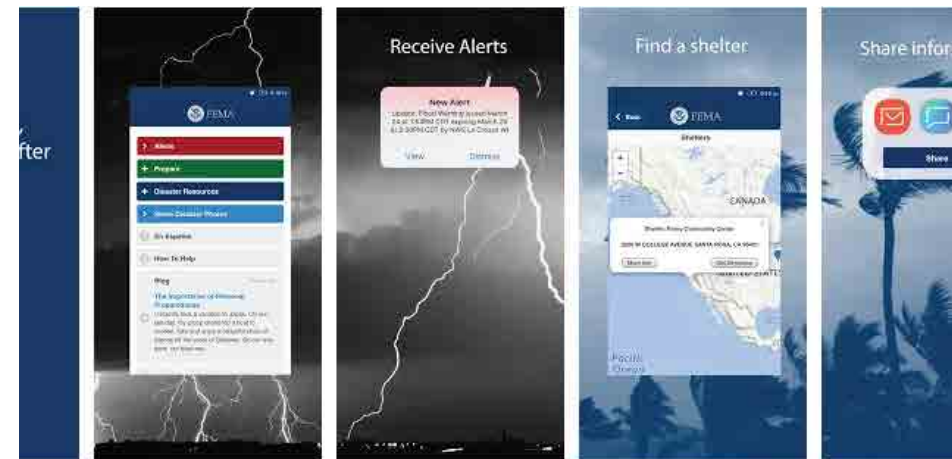


図 FEMAアプリ

有事(緊急事態)発生時は、個別支援と公的支援の2種類の支援を行う。個別支援は個人を対象とした支援であり、災害直後、災害初期、災害中後期の3フェーズに分けて、多面的な支援を行う。

(※前頁からの続き)

### 取組概要

#### 個別支援

- 災害宣言とは別に、個別支援宣言(Individual Assistance Declaration)が発表されたときに個人支援が行われる。(資源状況や被災者数などの基準あり)
- 支援の対象は個人または世帯。

#### 取得情報(データ)

- 申請者の情報：氏名、言語など
- 連絡先：電話番号、メールアドレスなど
- 破損した住居の内容：住所など
- 保険の情報：住宅保険、生命保険など
- 費用：医療費、葬儀費用など

#### 取得目的

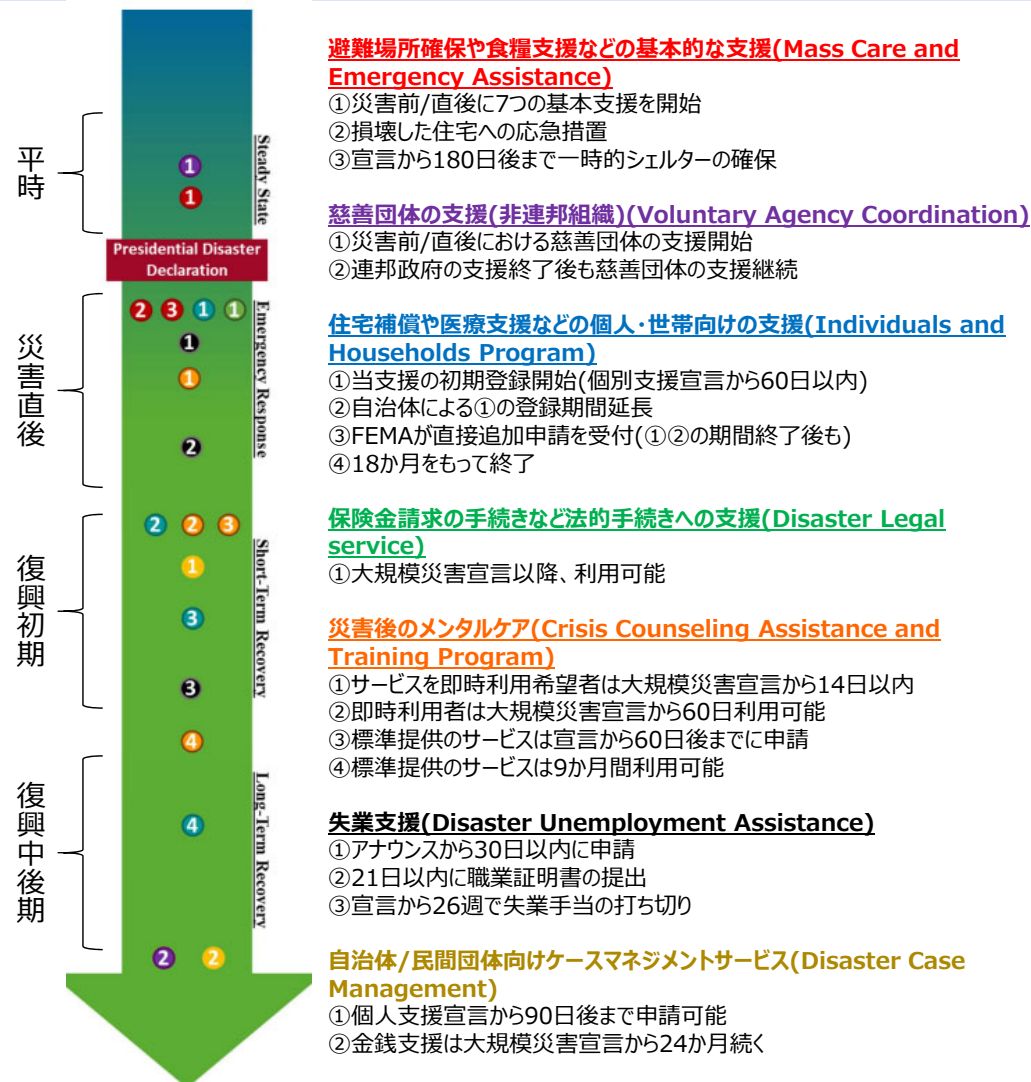
- 支援を受ける資格を有する個人または世帯であるかを審査するため。

#### 取得方法

- 電話、窓口またはオンライン上による申請手続き

#### 取得情報の利用範囲

- 申請者の情報のみ収集(任意)
- 支援内容の決定
- 関連機関への情報の共有



有事(緊急事態)発生時は、個別支援と公的支援の2種類の支援を行う。公的支援は施設・インフラなどの“ハードウェア”を対象とした支援であり、がれき除去などの緊急対応と、道路等の修復を対象とした恒久対応の2種類に細分化される。

(※前頁からの続き)

### 取組概要

#### 公的支援

- 緊急対応(6か月以内)
  - A. がれきの撤去
  - B. 緊急保護措置(人命救助)
- 恒久対応(18か月以内)
  - C. 道路・橋の修復
  - D. ダム・堤防の修復
  - E. 公共施設の修復
  - F. ライフラインの修復
  - G. 公園等娯楽施設の修復
- 支援の対象は地方・部族の自治体、特定の非営利団体

#### 取得情報(データ)

- 復旧対象施設の状態(個人情報取得しない)

#### 取得目的

- 復旧のための作業内容確定
- コストの見積もり

#### 取得方法

- 不明(おそらく文書上のやり取り)

#### 取得情報の収集/利用範囲

- 申請した自治体のみから収集

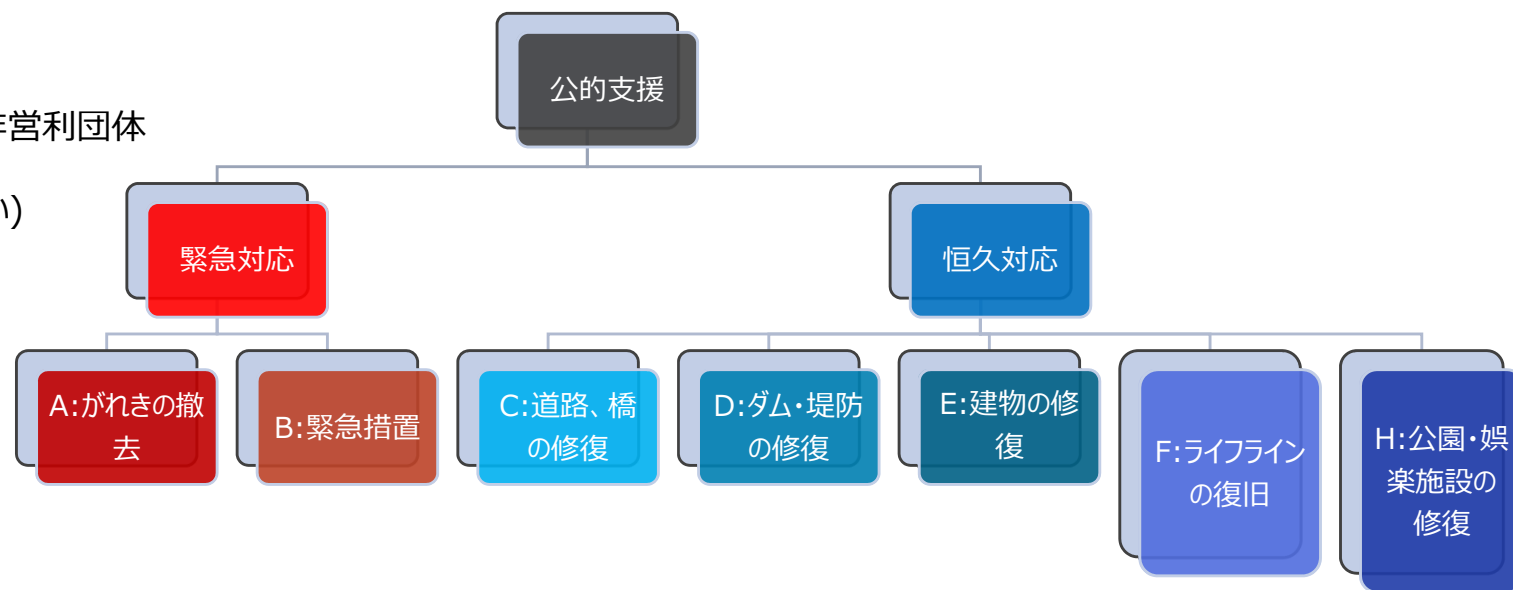


図 公的支援の分類

# 【EU】【新型コロナウイルス/災害/テロ】

## 欧州委員会（European Commission）の有事対応スキームの全体像

欧州委員会（European Commission）は、平時はEU域内における法律の立案等を行っているが、加盟国の要請をトリガーとして、各種必要な支援を実施する。

	平時	トリガー	有事
取組概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>法律の立案、法案の協議、欧州議会と欧州連合理事会への法案提出</li> <li>政策の遂行・運営</li> <li>予算案の提出 等</li> </ul>	<p><b>開始：委員会からの通知</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>重大な緊急事態または差し迫った脅威が発生した場合、国境を越えて影響を引き起こすまたは引き起こす可能性がある事態が発生した場合、一つ以上の加盟国（緊急事態が発生した加盟国）からの支援の要請につながる可能性がある場合。</li> </ul> <p><b>終了</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>欧州議会および理事会からの異議が表明された場合。または、継続または追加の支援を必要性を正当化する新たな要素がない場合、最大90日後に失効。</li> </ul>	<p><b>全般</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急対応調整センター(ERCC)：有事における人員派遣の調整や支援物資の配分など、市民保護の支援を行う。</li> </ul> <p><b>新型コロナウイルス</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>欧州疾病予防管理センター(ECDC)：感染症対策を行うEUの専門機関。リスク評価や疫学的更新、技術的な支援を行う。</li> </ul> <p><b>災害</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>欧州委員会人道援助・市民保護総局(ECHO)：災害発生時に市民保護と人道援助を行う。</li> </ul> <p><b>テロ</b>(※有事・平時区別なし)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>欧州テロ対策センター(ECTC)：加盟国の調査官の情報交換と運用支援を行う。</li> </ul>
個人情報取扱	調査中		
関連法令	調査中		



# 【EU】【新型コロナウイルス/災害/テロ】 緊急対応調整センター（ERCC）

近年では、2020年12月のクロアチア地震や、2021年3月の赤道ギニアにおける軍事基地の爆発事故、また新型コロナウイルスの治療を行う医療スタッフの派遣や物資の輸送などの支援活動を実施。

緊急対応調整センター（ERCC）はEUにおける緊急事態発生時の基本的な対策組織の一つである。平時は情勢のモニタリングや緊急事態発生時を想定したトレーニングプログラムの提供等を実施しているが、加盟国からの要請をトリガーとして事前計画に基づく支援を実施する。

	平時	トリガー	有事
<b>取組概要</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>世界中のイベントを24時間年中無休で監視し、国の市民保護当局との連携によって緊急時における支援の迅速な展開を保証。</li> <li>緊急事態の発生に備え、EU加盟国と参加国を対象としたトレーニングプログラムを実施。</li> <li>市民保護活動を行うための地理データは、コペルニクス緊急管理サービスの衛星地図により取得。</li> </ul>	<p><b>開始：加盟国からの要請</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>連合内の1つ以上の加盟国で、支援の要請につながる可能性がある災害が発生、またはそのような災害が発生する可能性のある状況で委員会が他の加盟国に通知。</li> </ul> <p><b>終了</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>期間（最大90日）の満了、または欧州議会・理事会による異議の表明。</li> </ul>	<p><b>緊急事態下における支援の調整</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>支援要請国のニーズと事前計画に基づき、各加盟国が活動範囲・条件・支援の費用などを決定し、ERCCを介して人員や支援物資、資金を供給。</li> <li>ERCCは支援要請国に対し、各加盟国から提供された人員や支援物資、資金の調整を行い、支援を提供。</li> </ul>
<b>個人情報取扱</b>	<p><b>取得情報(データ)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>防災フレームワークの進捗。</li> <li>システム内の端末数、専門家、資材、移動可能な施設などの、市民保護手段のリソース。</li> </ul> <p><b>取得目的</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>有事における、各国の緊急事態時における対応能力の評価。</li> </ul> <p><b>取得方法</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>欧州委員会によるリスク管理能力の評価。</li> <li>CECISシステムによって取得。</li> </ul> <p><b>取得情報の収集/利用範囲</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>加盟国は事前作成必須。</li> </ul>	—	<p><b>取得情報(データ)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被災した支援要請国の支援ニーズ。</li> <li>災害対応の進捗状況。</li> </ul> <p><b>取得目的</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各加盟国と欧州委員会の評価。チーム派遣の管理など、災害対応支援の調整。</li> </ul> <p><b>取得方法</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>CECISシステムによって加盟国に提供。</li> </ul> <p><b>取得情報の収集/利用範囲</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>加盟国は事前作成必須。</li> </ul>
<b>関連法令</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>DECISION No 1313/2013/EU OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>DECISION No 1313/2013/EU OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL</li> </ul>

# 【EU】【新型コロナウイルス/災害/テロ】 緊急対応調整センター（ERCC）

平時は情勢のモニタリングや緊急事態発生時を想定したトレーニングプログラムの提供等を実施。

## 取組名称

- 欧州市民保護メカニズム（Union Civil Protection Mechanism）

## 実施主体

- 緊急対応調整センター（ERCC : the Emergency Response Coordination Centre）  
欧州委員会（European Commission EUの行政・執行機関として機能しているEU主要機関の一つ）の欧州委員会人道援助・市民保護総局（ECHO:European Civil Protection and Humanitarian Aid Operations）に所属する組織

## 取組概要

- 加盟国内外で発生するイベントを24時間年中無休で監視し、国の市民保護当局との連携によって緊急時における支援の迅速な展開を保証。
- 緊急事態の発生に備え、EU加盟国と参加国を対象としたトレーニングプログラムを実施。
- 市民保護活動を行うための地理データは、コペルニクス緊急管理サービスの衛星地図により取得。

## 取得情報(データ)

- 防災フレームワーク（災害対応のためのシナリオ構築や資産マッピング、人員展開計画の策定など）の進捗状況。
- CECISシステム内に登録された端末数、専門家、機器、資材、道具、移動可能な施設などの、市民保護手段のリソース。

## 取得目的

- 欧州における災害の予防と準備を目的とした、加盟国の行動調整を支援・補完・促進する活動の評価。
- 各加盟国の緊急事態時における対応能力の評価。

## 取得方法

- 委員会による、国または準国レベルでの適切な評価。
- CECISによって取得。
  - CECIS（Common Emergency Communication and Information System）：ウェブベースの警告・通知アプリケーション。警報の送受信や支援の申し出、進行中の緊急事態の進展をオンラインで確認可能。欧州委員会による市民保護メカニズムにおいて、支援要請の処理や情報交換、行動の記録を主な役割としている。

## 取得情報の収集/利用範囲

- 個人情報取得していない。
- 加盟国は事前作成必須。

# 【EU】【新型コロナウイルス/災害/テロ】 緊急対応調整センター（ERCC）

有事(緊急事態)発生時は、救援物資、専門知識、市民保護チーム、特殊機器など、被災国への支援提供の調整を実施。

## 取組名称

- 欧州市民保護メカニズム（Union Civil Protection Mechanism）

## 実施主体

- 緊急対応調整センター（ERCC : the Emergency Response Coordination Centre）  
欧州委員会（European Commission EUの行政・執行機関として機能しているEU主要機関の一つ）の欧州委員会人道援助・市民保護総局（ECHO:European Civil Protection and Humanitarian Aid Operations）に所属する組織

## 取組概要

- 欧州市民保護メカニズムでは、加盟国内外で発生するテロ行為の結果、技術災害、放射線災害、海洋汚染、急性健康緊急事態を含むあらゆる種類の自然災害および人為的災害に対して、人間、環境、文化遺産を含む財産を対象とした保護を実施（2019年に対象拡大）。
- ERCCは、24時間無休で災害発生の監視を行い、また災害発生時においては、救援物資、専門知識、市民保護チーム、特殊機器など、被災国への支援提供の調整を実施。

## 取得情報(データ)

- 被災した支援要請国の支援ニーズ（端末、専門家、資材、移動可能な施設など）。災害対応の進捗状況。

## 取得目的

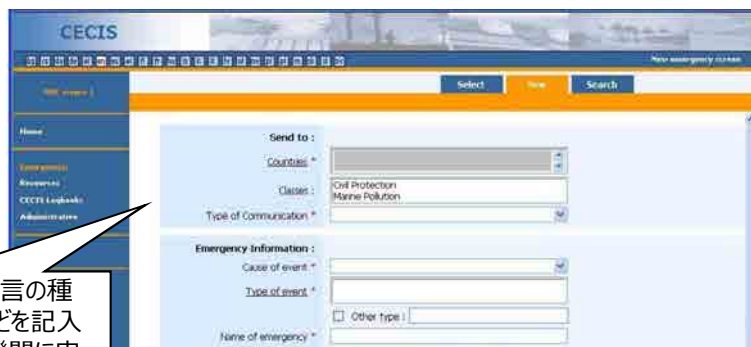
- 各加盟国と欧州委員会の評価。チーム派遣の管理など、災害対応支援の調整。

## 取得方法

- CECISによって加盟国に提供。

## 取得情報の利用範囲

- 加盟国は事前作成必須。



緊急事態発生時、その宣言の種類や原因、期間、概要などを記入することで、システム利用機関に申請することが可能。

図. CECISシステム（一部抜粋）

ウクライナに対し、ベルギー、ドイツ、スロバキアから医療支援。3500万以上のマスク、24の人工呼吸器、10000の防護服とゴーグルが提供。



図. ERCCを通じたウクライナへの医療支援（2021）

# 【EU】【新型コロナウイルス】 欧州疾病予防管理センター(ECDC)

欧州疾病予防管理センター（ECDC）が提供する、EU / EEA加盟国全体での成人（18歳以上）における新型コロナウイルスのワクチン展開の進捗状況を提供するツール。ECDCでは、欧州における感染症対策を目的に、結核やエボラウイルスなど種々の感染症に対し、データ収集・分析を行い、予防や管理に関する情報を提供している。

## 取組名称

- COVID-19ワクチントラッカー

## 実施主体

- 欧州疾病予防管理センター（ECDC：European Centre for Disease Prevention and Control）

## 取組概要

- ECDCは、欧州における感染症対策を目的としたEUの専門機関である。感染症の動向調査、疫学情報、科学的助言、公衆衛生トレーニングの提供を主な活動としている。結核、エボラウイルス、食品系感染症、HIV、インフルエンザなどの感染症に対し、データ収集、分析を行い予防や管理に関する情報を発信している。新型コロナウイルスに関しては、「COVID-19ワクチントラッカー」という、EU / EEA加盟国全体での成人（18歳以上）におけるCOVID-19ワクチンの展開の進捗状況の概要を提供するツールの提供などを行っている。

## 取得情報(データ)

- The European Surveillance System (TESSy) によって収集された、年齢別、グループ別（医療従事者、長期療養施設入居者など）のワクチン投与回数、投与量などの集計データ。

## 取得目的

- ※調査中

## 取得方法

- TESSy：EU内における伝染病を予防する目的で利用される情報交換用ツール。病気の種類、患者の年齢・性別、出生国、国籍などに加え、病気の種類に応じた情報（検査陽性日、診断日、死亡日、感染経路）を収集している。

## 取得情報の収集/利用範囲

- 収集範囲：TESSyに加え、保健省、公衆衛生機関、国家機関などの情報源から情報を取得。
- 利用範囲（※対象法令の解釈を記載）：センターは、必要に応じて1つ以上の監視ネットワークの支援を受けて、決定番号2119/98 / ECに基づいて指定された当局および組織の専用監視ネットワークの統合運用を確保するものとする。（ECDC Regulation）等

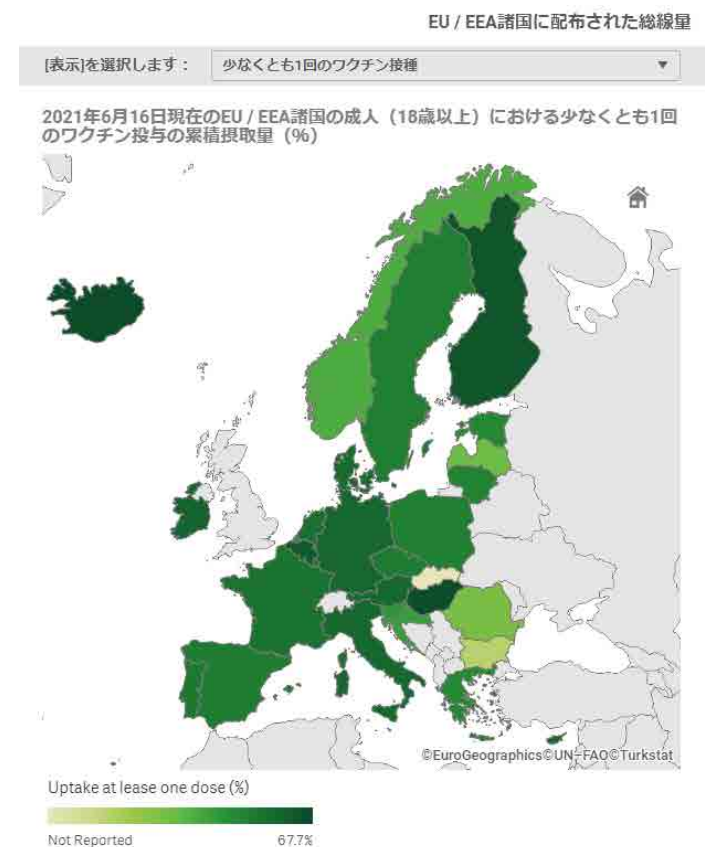


図. ワクチントラッカーの利用例



**NTT DATA**

Trusted Global Innovator